

習志野市公金管理方針

第1 目的

この方針は、習志野市の管理する公金について、保管及び運用の原則を定めることにより、安全で確実な管理を行い、その上で、支払準備に支障をきたさないようにしつつ、有利な運用を考慮した適正な管理を行うことを目的とする。

第2 対象

この方針の適用を受ける「公金」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 一般会計・特別会計の歳計現金及び歳入歳出外現金
- (2) 基金に属する現金
- (3) 地方公営企業の現金預金
- (4) 制度融資預託金

第3 管理目標

公金の管理にあたっては、次に掲げる内容を目標とし、この順で優先することを原則とする。

- (1) 安全で確実な管理(安全性の確保)
- (2) 支払準備に支障をきたさない(流動性の確保)
- (3) 有利な運用を考慮(効率性の追求)

第4 管理に従事する者の義務

- 1 公金の管理に従事する者は、公金の保管及び運用に際し、善良なる管理者としての注意義務を怠ってはならない。
- 2 公金の管理に従事する者は、公金の保管及び運用に際し、市民の利益のためだけに行動しなければならない。

第5 公金を管理しようとするとき

1 分散

安全性の確保を最重要視した上で、流動性を確保しつつ、効率性を追求する観点から、公金全体の金融商品の構成が最適なものとなるよう、分散に努める。

2 調達手法

金融商品の調達にあたっては、競争性に優れた引合方式及び機動性に優れた相対方式のうち、資金状況や金利動向等に留意し、効率性の高い手法を用いる。

3 資金計画の作成

- (1) 運用期間、運用額、金融商品などを決定するにあたっては、保管及び運用にかかる各年度の始めに、月別及び四半期を内容とする公金にかかる当該年度の公金の収入及び支出の計

画(以下、「資金計画」という。)を作成するものとする。

(2) 当該資金計画を基に、保管及び運用計画を策定するものとする。

第6 預け入れ先金融機関を選択しようとするとき

1 預け入れ先金融機関は、次に掲げる金融機関から選択するものとする。

- (1) 指定金融機関
- (2) 収納代理金融機関
- (3) ゆうちょ銀行
- (4) 県内に店舗を有する証券会社

2 上記1(1)～(3)に預金するときは、次に掲げる水準を上回る金融機関を選択するものとする。

- (1) 自己資本比率 8%以上

第7 選択の原則

1 金融商品の選択にあたっては、元本が保証される金融商品を購入することを原則とする。

2 金融商品は、満期又は期限まで持切ることを原則とする。ただし、次に掲げる場合に限り、運用中の預金の解約又は債券等の売却を行うことができる。

- (1) 公金の安全性を確保するため必要な場合
- (2) 流動性を確保するためにやむをえない場合

3 前項の規定に関わらず、より有利な運用を目的として債券等を入れ替えする場合は、途中売却をすることができる。

第8 各公金の対策

1 一般会計・特別会計の歳計現金及び歳入歳出外現金

(1) 保管

歳計現金及び歳入歳出外現金の保管は、安全性を最優先し原則として決済用預金としなければならない。

ただし、支払準備に支障をきたさない範囲で以下のとおり保管することができる。

ア 対象とする金融商品

- (ア) 当座預金
- (イ) 普通預金
- (ウ) 定期預金
- (エ) 譲渡性預金
- (オ) 通知預金

- (力) 貯金
- (キ) 国庫短期証券(T-Bill)
- (ク) 国債
- (ケ) 政府保証債
- (コ) 地方債
- (サ) 地方公共団体金融機構債

イ 保管期間の上限

保管期間は、1年以内とする。

ウ 預金先金融機関

アに定める金融商品の保管先は指定金融機関を優先する。

2 基金

(1) 保管、運用及び繰替運用

基金は、歳計現金及び歳入歳出外現金の動向を踏まえ、保管、運用及び繰替運用する。

ア 保管、運用の対象とする金融商品

- (ア) 決済用預金
- (イ) 一般会計・特別会計の歳計現金及び歳入歳出外現金の保管の対象とする金融商品
- (ウ) 株式。現に有している株式に限る。
- (エ) 習志野市公共施設等再生整備基金の資金貸付要綱に基づく貸付

イ 運用期間の上限

基金現金を運用する場合は、各基金の設置目的及び積立て並びに取崩しの計画等を勘案して1年を超えて行うことができる。

ア(イ)に定める金融商品にかかる運用期間は、預金については2年を上限とし、その他は10年を上限とする。

ウ 預金先金融機関及び預金額

アに定める運用できる金融商品のうち、預金については、本市の地方債を引き受けている金融機関を優先する。預金額については、3月末及び9月末における地方債未償還残高を勘案した額とする。

3 地方公営企業の現金預金

(1) 保管、運用

現金預金は、以下のとおり保管、運用する。

ア 対象とする金融商品

(ア) 決済用預金

(イ) 一般会計・特別会計の歳計現金及び歳入歳出外現金の保管の対象とする金融商品

(ウ) 習志野市公営企業会計の資金貸付要綱に基づく貸付

(エ) 習志野市公営企業会計の会計間における資金貸付要綱に基づく貸付

イ 運用期間の上限

ア(イ)に定める金融商品にかかる運用期間は、原則1年以内とし、10年を上限とする。

この場合において1年を超えて運用しようとするときは、企業管理者は市長に協議しなければならない。

4 債券の購入について

(1) オーバーパー債券の購入について

オーバーパー債券を購入する場合、満期償還時までの受取利息の総額が、償還時における損失(償還差損)及び経過利息支払額を上回る場合に限り購入できるものとする。

(2) オーバーパー債券購入時の会計処理

償還差損の補てんは、毎回の受取利息で均等に充当し、経過利息支払額の補てんは初回の受取利息で充当する。

また、パー債券及びアンダーパー債券の購入時において、経過利息の支払いが生じた場合においても同様の処理とする。

なお、地方公営企業の会計処理はこの限りではない。

5 制度融資預託金

制度融資に係る預託金は、その性質を鑑み、安全性を最優先し原則として決済用預金とする。

第9 金融機関の経営状況を監視するにあたって

1 早期察知のための監視指標

(1) 預金先金融機関の経営悪化の兆候を早期に察知するため、株価等を日常的に監視するものとする。

(2) この動向により、必要な場合は、預金先金融機関からヒアリングを行い預金量の推移等の情報開示を求め、状況によっては預金をしないものとする。

2 決算期における監視

(1) 預金先金融機関の経営状況について、決算期(中間決算含む。)ごとに次に掲げるものにより分析するものとする。

ア 預金量の推移

イ 資產業務純益率

ウ 自己資本利益率

エ 経費率

オ 預貸金利鞘

カ 金融機関間の比較

キ 時系列比較

(2) この動向により、必要な場合は、預金先金融機関からヒアリングを行い、経営状況によっては預金をしないものとする。

第10 報告体制

- 1 本市は、公金管理の適正を期するため、会計管理者及び会計課長並びに政策経営部長、政策経営部次長及び財政課長並びに企業局業務部長及び経理課長で構成する会議(以下、「公金管理会議」という。)を設置する。
- 2 会計課長、財政課長及び経理課長は、この方針に基づく公金管理の実績を公金管理会議に報告しなければならない。
- 3 会計課長、財政課長及び経理課長は、公金に損害が発生した場合には、ただちに公金管理会議を開催しなければならない。紛失等により公金に損害が発生した場合に開催される公金管理会議には、危機管理に関する専門的な知識を有する者として、危機管理監をオブザーバーとして置くことができる。
- 4 公金管理会議の庶務は、会計課において処理する。

附 則

この方針は、平成15年7月10日から施行する。

附 則

この方針は、平成17年3月16日から施行する。

附 則

この方針は、平成20年4月17日から施行する。

附 則

この方針は、平成21年4月13日から施行する。

附 則

この方針は、平成22年5月31日から施行する。

附 則

この方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成28年4月1日から施行する

附 則

この方針は、平成29年4月1日から施行する

附 則

この方針は、平成31年4月1日から施行する